

記者提供資料
令和4年1月18日
危機管理課（担当：西垣）
電話 559-5057（直通） 内線 2320

新型コロナウイルス感染症への対応について（第135報）

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の対応変更及び学校施設開放事業の一時使用停止について（学校教育部学校教育課他） **別紙1**のとおり

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
学校の対応変更及び学校施設開放事業の一時使用停止について

今年に入り全国各地、三田市におきまして新型コロナウイルスの感染者が増加しており、市内小学校においても、感染症に起因する学級閉鎖が増えてきている状況です。

この度、三田市教育委員会では、この状況を鑑み、また令和4年1月17日付兵庫県教育長より通知のあった「学校内での感染防止対策の強化について」を踏まえ、子どもたちの安全安心を第一に考え感染拡大防止を図るため、市立学校への外部からの出入りを控えていただくこととし、以下のとおり学校教育活動における対応の変更及び学校施設開放事業にかかる学校施設の利用を一時停止いたします。

記

1. 教育活動について

(1) 学校行事について

保護者や外部関係者が参加する学校行事は実施を控えます。ただし、入学説明会等進路指導に関わる行事は除きます。

(2) 部活動について

練習試合、合同練習（複数校合同チームの練習は除く）、合宿、校外での活動を控えます。ただし公式試合は除く。

2. 学校施設開放事業の利用一時停止について

(1) 期間

令和4年1月19日（水）～1月31日（月）

(2) 利用を停止する施設

市立学校内のすべての施設

■学校の教育活動について

市教育委員会学校教育課 TEL079-559-5138（直通）

■学校の施設管理全般について

市教育委員会教育総務課 TEL079-559-5131（直通）

■学校施設開放事業について

市文化スポーツ課 TEL079-559-5022（直通）